

先着順による町有財産売り払いのお知らせ

朝日町所有の下記物件を先着順で払い下げします。

●町有財産売払物件

物件番号	物件所在地	土地の地目 建物の種類・構造	面積（㎡） （公簿面積）	予定価格（円） （最低売却価格）	備考
1	〔土地〕 朝日町大字柿字梅ヶ丘3145番1	宅地	200.62	8,950,000	

●買受申し込み

1 申込受付期間、受付時間及び受付場所

受付期間	7月6日（月）～平成28年1月15日（金）
受付時間	8時30分～17時。閉庁日の受付は行いません。
受付場所	朝日町役場 1階 総務課

2 買受参加資格

朝日町先着順による町有地売払実施要領「申込参加資格」にある「申込みができない方」に該当しない者及び同要領「契約上の条件」を遵守できる者。

3 提出書類

- (1) 町有地買受申込書 (2) 誓約書 (3) 身分証明書（法人の場合は、履歴事項全部証明書）
(4) 印鑑登録証明書

※(1)及び(2)は、要領とともに7月1日より上記受付時間中に総務課にて配布します。
※各証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

4 申込方法

買受希望者は、申込受付期間内に申込手続きを済ませてください。各日の受付開始時点において、受付場所に複数の申込者がいた場合は、同着とみなし、抽選により受付順位を決定します。

5 書類審査及び決定通知

申込時に提出頂いた書類に基づき、買受人に契約資格があるか審査します。その後、売買契約の可否について町有地売払決定通知書により通知します。

買受人は買受決定の日から20日以内に契約を締結しなければなりませんのでご留意下さい。

●留意事項

- 売払を完了した場合や諸事情により、予期せず売払いを終了または中断することがありますので、あらかじめご了承下さい。
- 売買契約は買受決定の日から20日以内に契約を締結しなければなりません。
- 契約金額は、売買契約締結時に納付して頂きます。ただし、契約保証金として、売買契約締結と同時に契約金額の100分の10以上に相当する額を納付して頂ければ、売買契約締結時の翌日から起算して20日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた残額を納付することができます。この場合、期限までに納付がない場合には、契約保証金は町に帰属することになります。
- 建築基準法、三重県の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- 物件は、現状有姿のまま引渡します。その状況を承知のうえ、申込みしてください。本物件に関する境界確認に関する事項は、買受者において執行することとし、境界立会に関する一切の費用は、買受者の負担となります。
- 現地説明会は実施しません。必ず現地確認を行ってください。
- 購入物件の売買契約書作成に要する印紙税、購入物件の所有権移転に要する登録免許税、契約金額完納後の公租公課その他の経費は、買受者の負担となります。
- 詳細については、受付期間中に総務課で配布する「朝日町先着順による町有地売払実施要領」を必ずご覧ください。

(物件位置図)



問い合わせ先 総務課 377-5651

売払物件所在地